

## 宮城県国土利用計画（第五次）見直し方針(案)

### 見直しの背景

- ・平成 23 年 3 月 11 日発災の東日本大震災による津波被害等により，沿岸部を中心に土地利用の現況が大きく変化した。
- ・震災復興に向けた諸計画との整合性を図る必要が生じた。
- ・国土利用計画（第 5 次）改定において，中間年を目途に総合的な点検を行うこととされている。

### 見直し方針

- ・県土利用の基本方針「持続可能な県土管理」をはじめ，県土利用の基本方向の骨格は変えないものとする。
- ・基本的条件の変化を踏まえた現状分析を踏まえ，基本方針に必要な視点を，また措置の概要に推進方策をそれぞれ加える。
- ・計画の目標年次は変えず，県土の利用区分ごとの目標数値について，見直しを行う。  
(平成 22 年 3 月改定時 目標年次：平成 32 年（基準年次：平成 19 年）)

### 見直しの視点

- ・震災による現況変化と復旧・復興の視点
  - (1) 津波被害による沿岸部における可住地面積及び農地の減少
  - (2) 産業構造等の変化による影響
  - (3) その他震災後の土地利用の現状と被災市町におけるまちづくりの方向性

### 見直しを要する必要な措置等

- ・創造的復興のための土地利用の推進

## 1 県土利用の現状と課題

### (1) 県土利用の現況

- ・ 平成 24 年（直近年）における本県の県土面積：約 7,286 km<sup>2</sup>  
県土面積に占める各地目の割合：  
農地 17.5%，森林 57.1%，宅地 6.1%，道路 4.3%等

### (2) 県土利用の現状からみた諸課題（ゴシックは特筆事項又は追加（案））

#### イ 震災による基本的条件の変化

- ・ 人口の急減と回復（引き続き少子高齢化の傾向）
- ・ 津波被害による農地の大幅な減少と復旧（除塩，作付け面積の回復）
- ・ まちづくりの見通し，復興事業推進に伴う跡地利用の方向性  
（区画整理，移転跡地のあり方）
- ・ 沿岸被災地等における市街地の空洞化と都市機能の分散が進行
- ・ 利用目的の定まらない土地の増加
- ・ 県土の安全性への要請のさらなる高まりと再生可能エネルギー等への関心
- ・ 地域コミュニティ弱体化への懸念

（必要と思われる方向性）



抜本的な再構築と創造的な復興のための土地利用の推進（安全性強化と質の向上）

#### ロ 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化

- ・ 低未利用地（空き店舗，空き地）の増加
- ・ 耕作放棄地や間伐等の手入れが不十分な森林の増加
- ・ 都市機能の分散による環境負荷の増加や新たなコスト発生

（必要と思われる方向性）



復旧後の土地について有効利用を推進，計画的な土地利用転換が必要

## ハ 県土利用の質的向上

- ・ 県土の安全性に対する要請へのさらなる高まり  
(安全な住環境の確保, 防災機能の再構築)
- ・ 自然との共生・循環を重視した県土利用への要請の高まり
- ・ 生活環境の保全, 環境等に配慮した生活への志向



(必要と思われる方向性)

災害に強い県土づくりに向けた防災機能の強化 (多重防御による防災・減災)  
コミュニティに配慮した土地利用のあり方の検討が必要

## ニ 県土利用をめぐる新たな動き

- ・ 県及び各市町村の震災復興計画等今後のビジョンに基づいた土地利用  
(沿岸部のまちづくりの再構築, 海岸, 道路及び津波避難施設等の整備)
- ・ 地域の土地利用に対する多様な主体のかかわりの増大
- ・ 土地利用諸制度に係る地方分権の進展, 規制緩和 (権限移譲等)



(必要と思われる方向性)

地域の実情に基づいた創意工夫ある取組と地域間の連携が必要

(1) 創造的な復興のための土地利用の推進

- ・ 震災復興計画に基づき、被災地において着実に創造的な復興を進めるとともに、地域の実情等に応じつつ未来を見据えた土地利用を推進、支援

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

- ・ 国土利用計画法等の運用による適切かつ計画的な土地利用調整の推進

(3) 地域整備施策の推進

- ・ 地域の特性に応じた施策の推進、都市及び農山漁村の総合的環境整備

(4) 県土の保全とさらなる安全性の確保

- ・ 大規模地震対策や津波、洪水・土砂災害対策
- ・ 水系ごとの治水施設等の整備など県土保全施設の整備の推進
- ・ 森林の持つ県土保全と安全性の確保に果たす機能の向上の推進
- ・ 津波被災地における適正で円滑な土地利用調整
- ・ 再生可能エネルギーの推進

(5) 環境の保全と美しい県土の形成

- ・ 地球温暖化対策を加速し、地球環境保全に向けた取組の積極的な推進
- ・ 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進等の取組による循環型社会の推進
- ・ 生活環境の保全、健全な水循環系の構築、良好な自然環境の保全等の対策の推進
- ・ 美しく良好な景観の保全、形成、環境影響評価や適切な環境配慮の推進

(6) 土地の有効利用の促進、(7) 土地利用転換の適正化

[土地の有効利用の促進]

- ◎ 農地： 農地等生産基盤の早期復旧、営農の再開  
復興プランに基づく高生産性農業の展開、合理的水利用の推進
- ◎ 森林： 復興に向けた木材供給の確保、被災住宅・拠点施設復旧への支援  
森林の持つ多面的機能の高度発揮に向けた適切な整備、保全の推進  
(海岸防災林等の早期復旧)
- ◎ 水面・河川・水路：  
治水、利水等の多面的機能の発揮に向けた必要な水量、水質の確保
- ◎ 道路： 災害時にも有効に機能する防災道路ネットワークの早期形成

◎ 宅地

○ 住宅地

- ・ **復興事業推進による居住環境の整備**や需要に応じた適正規模の宅地の供給
- ・ 既存ストックの有効活用等による中心市街地における街なか居住の推進

○ 工業用地

- ・ 企業のニーズ等に対応した、環境保全等に配慮した工業用地の整備の推進
- ・ 既存の未分譲工業団地に係る企業立地推進を通じた有効利用の促進

◎ 低未利用地

- ・ 耕作放棄地の農地としての積極的な活用の推進
- ・ 農地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地について、新たな土地需要がある場合の、優先的な再利用の推進
- ・ **漁業経営基盤・生産基盤の再建支援や水産業集積拠点の再構築、沿岸漁業拠点の集約再編に有効な土地利用の推進**
- ・ 既成市街地の土地利用促進のため、商業施設等の都市機能の計画的な集積

[土地利用転換の適正化]

- ・ 低未利用地の有効活用を通じた自然的土地利用の維持

(8) 多様な主体との連携・協働による県土管理の推進

- ・ 国、県、市町村による公的な役割の発揮、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動、農地の保全管理活動への参加等、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体の連携・協働による県土管理の推進
- ・ **地域コミュニティの再構築が円滑となる土地利用への支援**

(9) 県土に関する調査の推進と成果の普及啓発

- ・ 県土に関する基礎的調査の推進
- ・ 境界や所有者不明の土地の発生防止

(10) 指標の活用

- ・ 各種指標の活用
- ・ 必要に応じた本計画の総合的な点検の実施